

平成27年2月19日

外務省
財務省
経済産業省

ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置の対象者の 削除について

我が国は、国連安全保障理事会決議第1844号及び、国連安保理制裁委員会（決議751及び1907制裁委員会、以下「制裁委員会」という。）による指定に基づき、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が資産凍結等対象者リストから1個人を削除したことに伴い、これらに対する資産凍結等の措置を解除することとする。

(1) 措置の内容

外務省告示(2月20日公布)により、資産凍結等の措置の対象者から削除されるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する外為法に基づく支払規制及び資本取引規制を2月20日から解除する。

(2) 対象者

別添参照

(注) 今回の措置により当該措置の対象となる、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置の対象者は、合計13個人・1団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局アフリカ第二課

TEL 03-5501-8000 内線 3230

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5753

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○削除されるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等

8. モハメド・サイード（別名：(a) ”アトム”、(b)モハメド・サイード・アトム、(c)モハメド・シアド・アトム)

Mohamed Sa' id (a. k. a. : (a) ”Atom” (b) Mohamed Sa' id Atom (c) Mohamed Siad Atom)

生年月日：1966年頃

出生地：ソマリア・ガルガラ

活動地域：ソマリア（ガルガラ）

別の活動地域：ソマリア（バドハン）

モハメド・サイード・”アトム”は、ソマリアの平和、安全、及び安定を脅かす行動に関与した。同人は、武器禁輸に違反し、武器若しくは関連物資又は軍事活動に関連した資金提供及び資金援助を含む助言、訓練若しくは援助等を、直接的または間接的に、ソマリアに供給、販売または移送していた。アトムは、プントランド地域におけるアル・シャバーブの作戦にとって、武器及び弾薬の主要な供給者の一人と見なされている。同人は、2006年ソマリア北部の東サナアグ地方で組織された民兵組織の指導者とされている。同民兵組織は、約250名の戦闘員で構成され、誘拐、海賊、テロリズムに関与し、武器禁輸措置に反して自らの武器輸入を行っている。アトムは、第一の拠点をガルガラ、第二の拠点をバドハンとして、この地域における主要な軍事的存在として自らの軍隊を設立した。複数の情報によれば、アトムは、アル・シャバーブと連携し、アル・シャバーブの指導者フアアド・モハメド・カラフから指示を受けている可能性があると言われる。

さらにアトムは、ソマリアへの武器密輸に関与していると言われる。複数の情報は、同人の部隊が、イエメン及びエリトリアから武器や装備品を受領していることを示唆している。2008年12月の報告によると、2008年初頭、ピックアップトラック2台が満杯になるほどの小型武器、弾薬、ロケット砲が、4週間の間に6回輸送されたことが目撃されている。武器取引に詳しいボサソのビジネスマンによると、アトムの船荷は武器市場には流れず、同人の軍隊での使用のために保管されるか、アル・シャバーブが活動するソマリア南部に移送されているものと見られる。

アトムの部隊は、ドイツ人援助関係者1名の誘拐、ボサソ近隣でのソマリア人2名の誘拐、死者20名、負傷者100名以上を出した2008年2月5日のボサソにおけるエチオピア人移住者に対する爆弾攻撃に関与したとされている。また、アトムの民兵組織は、2008年6月の海賊によるドイツ人夫妻の誘拐について二次的役割を果たした可能性がある。

(了)